住民税非課税世帯等子育て世帯の皆さまへ



物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金 こども加算のご案内

● 令和5年度住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から12月までに家計急変のあった世帯のうち、18歳以下の世帯員の方がいる世帯に対して、加算給付として、1人あたり5万円を給付します。

給付金の支給額

1人あたり 5 万円

加算対象者

支給対象世帯のうち18歳以下(平成17年 4月2日生まれ以降)の世帯員 ※令和6年8月31日までに生まれた子も対象

支給対象と手続き方法

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

基準日令和5年12月1日に山武市に住民登録がある世帯で

世帯全員の令和5年度 「**住民税均等割が非課税」**

の世帯(非課税世帯)

予期せず令和5年1月以降の収入が 減少し「住民税非課税相当」の収入 となった世帯(家計急変世帯)

山武市物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金(7万円)の案内が

「支給のお知 らせ」で届い た世帯 「確認書」「申請書」で届いた世帯

給付金7万円 を受給した 給付金7万円を 受給していない 扶養している が別の住所地 に居住する子 どもがいる

山武市からこども加算給付の案内が届きます

「支給のお知らせ」が届きます **手続きは不要** です 申請書の提出が必要です

申請期限 令和6年8月31日

詳しくは裏面「I」へ

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 「支給のお知らせ」が届いた世帯

- 「支給のお知らせ」の内容を確認してください。
- 住民票を移さずに施設に入所しているなど、**扶養していない(生計を** 同一にしていない)方は対象外です。
- 受取口座の変更を希望する場合 や 受給を辞退する場合 は 令和6年3月22日 金まで に必要書類を提出してください。
 - ※必要書類を送付しますので、事務局へご連絡ください。必要書類は、市 ホームページ、事務局でも配布しています。

Ⅱ 「申請書」が届いた世帯

● こども加算給付を受け取るには、申請が必要です。



届いた「申請書」に必要事項を記入して、「添付書類」とともに郵送で ご提出ください。



- 寮に入っているなどで理由で他の住所地に扶養しているお子さんがいる場合 も、加算給付の対象となります。その場合は **申請が必要** です。申請書 は、事務局で配布またはホームページよりダウンロードできます。
 - 申請書の提出期限: 令和6年8月31日 申請書の提出が期限までにない場合、給付金は支給できません。
- 物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金の「振り込め詐欺」 で「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

山武市物価高騰支援給付金事務局

3 0475-80-0033

受付時間 8:30~17:00 (十日祝除く)

※令和6年5月1日以降は ☎0475-80-2612(社会福祉課窓口)に変更となります。